

公開講座報告「21世紀ジェンダーをかんがえる」

小 玉 容 子
(英文教室)

Open Lecture Report "On Gender"

Yoko KODAMA

キーワード：ジェンダー、性別役割、母性神話、男性学、専業主婦

本稿は平成13年度島根女子短期大学公開講座権の道アカデミー「21世紀ジェンダーをかんがえる」(平成13年5月～9月、第2、第4火曜日開催・全7回)の講座内容をまとめ、紹介するものである。「21世紀ジェンダーをかんがえる」は、平成12年度の「20世紀・ジェンダーをふりかえる」と題した講座の続編である。昨年は9人の講師が担当し、それぞれの専門分野におけるジェンダーの問題を講義する形式を取った。⁽¹⁾ 内容は豊富で、多くの示唆に富み、様々な問題点も明らかにされたが、参加者とともに話し合う時間が不足した。今年度は、身近な事例を取り上げて、ジェンダーがどのような形で私たちの生活の中に存在しているか、講師の問題提議を基に参加者の間での話し合いを通して理解を深めることを目的とした。

第1回、第2回は本学文学科・英文専攻の小玉容子、第3回は島根県女性総合センター(大田市)の小川洋子、第4回、第6回は本学文学科・国文専攻の三保サト子、第5回は本学保育科の君島昌志が担当し、最終回は意見交換会という形をとった(敬称略)。以下、各回ごとに内容をまとめた。担当者の話を中心にまとめているが、どのようなことが話題となり、どのような意見が出たかに焦点を絞ってお

り、参加者の意見を記す際も、特に発言者を特定していない。担当者の言葉か、参加者の言葉か、曖昧な点も出てくると思うが、誰が語ったかではなく、何が語られたかに注目していただき、了解を得たい。

受講申し込み者は全員で17名であった。女性が12名、男性は5名という内訳である。年齢構成は40代4名、50代3名、60代5名、70代2名、不明3名である。昨年からの継続受講生3名を含む。各回の参加者数は6名～14名であった。

第1回(平成13年5月22日)

第1回は自己紹介から始めた。様々な経歴を持つ、幅広い年齢層の参加者と共に話し合いをすることで、ジェンダーの問題が内包する様々な視点が明らかになること、そして時代の移りわりと共に変わってきたと考えられるジェンダーの捉え方の変化が浮き彫りにされることを期待する。

この回、問題として取り上げた話題は、子供を虐待し殺してしまう母親の記事である。平成13年の4月以降だけでも、「2歳児死なせた容疑で母逮捕」(4/4/2001)、「小1長男を絞殺容疑 母逮捕」(4/12/2001)、「布団に巻かれ1歳児窒息死 殺人

容疑で母逮捕」(4/15/2001), 「1歳乳児、衰弱死19歳の母を逮捕」(5/19/2001, 以上すべて『朝日新聞』より) というように、このような類の見出しが新聞の紙面を賑わせている。それぞれ事情は異なるかもしれないが、現在の母親が置かれた状況を考えてみると、次のようなことが挙げられる。

子育ては母親の役割であるという考え方のもと、子育てを一人で担っている。自分は子育てには不向きだからといって、父親に子育てを任せ、自分が稼ぎ手になるという選択ができるよう育ってきてはいないし、そのような教育もうけていない。また、そのようなことができる社会でもない。一般的に、男女間の収入には差があり、母親が働いたとしても、父親が働いていた時と同じ生活水準を保つことは難しい。よって、結局子育ては女の仕事となり、家族の中で一人で育児を担うことになる。核家族を中心の現代社会では、育児の手伝いをしてくれたり、助言をしてくれる母親の親（子供の祖父母）はいないことが多い。また地域社会の在り方が変化し、近所づき合いも希薄になっている中、子育て中の母親は孤立しがちである。近所の人たちも、よそのことと割り切り、口出しをしない傾向が強い。常に育児に携わっていないといけない母親は、一種の閉塞感を感じ、その感情のはけ口として傍らにいる子供への暴力へと走る。子供への極端な関心や執着として現れることもあるだろう。子供の教育に熱を入れたり、子供を着飾ったり化粧したりという現象も、暴力が形を変えて現れていると考えられる。

このような状況からいかに解放されうるのだろうか。父親不在、祖父母や近所の人、親戚の人等が身近にいない状況では、地域社会や公共機関が打開策をたてていく他ないであろう。実際の地域社会の活動や政策はどのように私たちの生活の中で生かされているのだろうか。（この点は、第3回で扱われる。）

現代社会では、母親が子育てをするという通念が固定化しているということを先に触れたが、学校教育の中で、このような性役割の固定化はどのような状況であろうか。次のような意見が経験として出た。学校教育では小学校から大学まで、ほぼ同等に教育されてきて、男女の差を感じないで育つ。しかし、いざ社会に出て、そして結婚して、男女の差を強く感じるようになる。結婚退職、育児退職は、やはり当然と言っていいほど女の側の出来事である。つまり

り、学校教育の中では男女平等が、少なくとも表面的にはかなり浸透しており、男女とも学校生活の中で問題に気づかされることはまれであり、問題意識を持つには至らないのが現状である。このような現状が、社会に出て突然突き当たる現実への対応を困難にしていると考えられる。学校教育で男女は本当に同等に教育されてきているのだろうか。学校教育が男女の差別を見えにくくしているとすれば、どの段階までなのだろうか。ここで、昨年度の講座での男性講師の話を紹介する。中学、高校、大学と、男子生徒・男子学生は将来を考え勉強に力を入れる時期であるのに、それとは対照的にこの時期女子学生はファンションに、遊びに関心を深める。大学院レベルになって初めて男性と同じように志を持ち、実力もある女性に出会った、ということである。女性とは異なる見方をする男性。そんな男性が中心になって作り上げてきた社会に出て、初めて女性が女性であることを理解するということだろうか。

現実には'94年から高校での家庭・生活一般の授業の男女共修が始まり、女子の四年制大学進学率が29.4%（全体では32.2%）に達するまでになっている等、学校現場での男女差は徐々に解消してきている。現在は、この変化の中で教育を受け、男性と同じように社会に参加する女性が少しずつだが増えている。この女性の数が同等になったとき、本当の意味での平等が実現されるのだろう。平成13年7月の参院議員選挙を前に、男女共同参画社会をテーマにしたセミナーが滋賀県で開かれた。そこで準備委員の一人が次のように挨拶したという記事がある。「男女共同参画社会が実現できないのは、議会に女性が少ないから、女性の痛みが分かりにくいから。女性議員が一人でも増えれば、風穴を広げることができます。」(6/6/2001・『朝日新聞』) 女性は草の根的な運動や勉強会だけでなく指導的立場にも積極的にたたなければ、変化の波は小波程度でありつづけるのかもしれない。

子育て真っ最中の父親は、父親が一人で子育てをする難しさを感じている。彼は、男達が作ったジェンダー社会が男達の生活をも均質化し、男たち自身を縛り、男たちにとって生き難い世の中にしている面があることを指摘した。ジェンダーの問題は決して女性が一個人として生きていくことができる社会を目指すための課題ではなく、男女とも一人一人の生き方に関わるものであるという認識の必要性も

あらためて確認された。男女とも人生80年の時代に生きる私たちである。ライフスタイルも多様化している。女性にとって人生50年の時代は、子供の数も多く、最後の子供を育て終えた頃には、自分の人生も終わりに近づいているというライフサイクルだった。しかし現在は子供の数も減り、子供が巣立つてから30年、40年という長い人生を送るスタイルに変わっている。母親である時期は人生の3分の1から4分の1ほどになっている状況の中で、女性にとって、母親ではない生き方の模索が必要になっている。それは同時に、母親である時期をどのように過ごすかということとも関係している。社会がそして家庭が、一人の人間として生きていく女性の生き方をどのように認めていくかにも関わっているし、男性の生き方とも関わっている。

第2回（平成13年6月12日）

第2回の講座では前回配布資料で扱えなかったある女性の自己実現を求める道を参考に、自分達の経験を話し合った。最近は女性にとって自己実現の道が多様になってきていると考えられるが、どのような形が可能なのか、一世代前、二世代前と比較して現状はどうのように捉えられるだろうか。

まず参考にした例を紹介する。これは昭和17年生まれの吉田さん⁽²⁾という女性の例である。ジェンダーがどのように女性の生き方に入り込んできたかの例でもある。彼女は中学校3年の進路選択の時、女性の地位向上のために自分は一生働き続けるのだということを家族相手に力説した。しかし父や兄は「女が大学へ行って何になる」と一笑に付した。母親はただ黙って聞いていただけだった。彼女は自分の考えていたこと、方向が否定され、生き方を見失った。彼女はその後、高校、短大と進学し、企業に就職する。結婚、出産を経て育児のために退職をした。子育て中の頃から、自分の世界が家庭だけであり、女性の置かれた位置が見えた感じがした。家庭は夫と妻の共有の世界なので家庭の外に「自分の世界」を求めた。読書会や勉強会に参加し、自立=就職を考え大学に編入した。まだ仕事を得ていないことに不安を感じている。

吉田さんが中学校3年の時、ということは昭和32年頃のことである。半世紀近くを経て、今の時代に「女が大学へ行って何になる」などと言われることはあまり無いと思われる。しかし男性と同じように

将来を描いたり、意識しているしていないに関わらず、例えば家族や子供を養えるほどの経済力を持つことを前提として将来を描いている女子中高生の数はそれほど多いとは思えない。学校教育だけでなくモデルとなる大人たちも、社会の中で生きる一個人として女性も男性も経済的自立は生涯を通して当然である、ということは教えていないと考える。

ここで10代の頃の吉田さんが考えた女性の自立や地位の向上という点は、次のような風景がその根底にある。夕食後団欒の時、いつも母だけが台所でお茶碗を洗っていた。それが何故か「惨めな感じがしてとてもいやだった」。気になりながら、決して母を手伝わなかった。「何故母だけが…」と疑問だった。母側にはなりたくないと思った。中学3年生の吉田さんはこの時、一つの主従関係を感じ取っていたと考えられる。対等なくつろぎの時を持てない立場、その労働は決まった報酬のための労働ではなく、家族の世話という、社会的に見れば生産性のない、無報酬の労働である。吉田さんの感じた家事労働の惨めさについて話し合いを進めた。

女性参加者の全員が、自分の母親の家事労働に関して惨めさを感じたことはなかった。母親が台所仕事の全てをこなし、子供達はその手伝いをした。そうしながら台所仕事を覚えていった。男性兄弟がいても手伝いは常に女の仕事であった。翻って、現在自分達が母親としてどのような状況であるか。状況は同じである。自分達が全ての台所仕事をしている。それでも新婚当初の共働きの時期には夫も家事を手伝った。しかし育児のために妻が退職すると、それ以降は全てが妻の仕事になってしまう。それは子育てが一段落し、妻がまた働き初めても変わらない。子供達もよほど自分が困らない限り手伝いはしない。この状況を、妻（母親）の家族教育の失敗ととらえる傾向がある。さらに成人し別世帯を営んでいる子供達の場合はどうかと言えば、彼ら彼女らは協力して家事や育児をこなしているようだ。

女性達が実際に家事労働のほとんど全てをこなしている現状ではあるが、男女の協力体制が世代世代で少しづつだが進んでいる感じがある、というのが大体の意見であった。しかし、平成10年の生活白書によると、父親が家庭で過ごす時間は非常に短く、また子供達が家事を手伝う時間も非常に短い。子供達の家事手伝いを過去と比較してみると、1970年に

は小学生32分、中学生56分、高校生59分であったが、85年には小学生26分、中学生28分、高校生35分、95年は小学生21分、中学生18分、高校生21分と少なくなっている。また95年について男女別にみてみると、男子と女子の家事時間数はそれぞれ小学生で15分、28分、中学生で10分、25分、高校生で11分、29分となっており、中学生、高校生では女子は男子の2倍以上⁽³⁾となっている。

また、2000年3月11日の『日本経済新聞』の記事は、「家事・育児 夫の参加進まず」という見出しで次のような調査の報告をしている。調査は1998年7月に実施された。それによると、妻がフルタイムで働いている共働き世帯で、妻が家事の8割以上をこなす割合は77.6%，妻が全ての家事をこなしているケースも27.6%あった。育児においても6歳未満の子供がいる世帯で、約8割が妻集中型である。1歳未満の乳児がいる世帯では、何もしない夫が9.6%を占めた。また夫の育児への協力は5年前の調査と比べてわずかに増えてはいるが、「食事をさせる」「おむつを換える」等、手間のかかるこことは消極的な態度が浮き彫りにされる結果であった。「親業」に関しては、2000年7月3日の『日本経済新聞』がフランスの例を紹介している。先進国事情は類似していることが推測される内容である。週に「親業」にかける時間は母親25時間37分、父親12時間41分だが、日常的な世話はほとんど母親で、父親は公園で遊ぶとか、展覧会に連れていくといった特別な役割を担っている。80年代「新しい父親」の登場が声高に呼ばれたが、家事全般を見渡した場合80%を女性がこなしている。この記事は次のように締めくくられている。「女性たちよ、絶望してはいけない。この13年間で、男性が家事に携わる時間も確かに長くなったのである。たった10分間ではあるが…。」この10分間が、変化を実感させていけるのだろうか。

第3回（平成13年6月26日）

第3回は、男女共同参画社会という視点から少子化・子育てを考える講座であった。「21世紀の最重要課題」であると謳われている「男女共同参画社会基本法」が1999年6月に施行された。このような法令が出される裏には、男女不平等社会の存在がある。不平等社会とは、「性別役割分担をする社会」であり、「母性神話が信奉される社会」である。前者に

関しては、平成12年島根県の意識・実態調査から、性別役割分担が根強いことが示された。特に「子育ては母親」の割合が高いのが島根県の特徴である。しかし現実には女性の社会進出は着実に進んでおり、子育ての社会化も進んでいる。このような現実の中で、女性を縛っている神話の実体を知る必要がある。

神話の一つ、「女性の社会進出は少子化を進める」と言われるが、25歳から29歳の女性の就業率が7割と高いスウェーデンでは、83年頃から出生率が上昇し、90～92年頃、現在の人口を維持できる出生率の2.1人になった。しかし、その後減少に転じ、97年には1.52人まで減少してしまった。この減少は、失業や低所得が女性自身の経済状態を悪化した結果であることが分かった。スウェーデンの国家統計庁によると、どれほど女性が働いても、子供は必ずしも減らない。就労する女性が多ければ出生率は高まり、反対に少なければ出生率も低いという特徴や、低所得の女性は低出生率、高所得の女性は高出生率となることも確かめられた。またスウェーデンでは共働き家族が子育てをしやすいよう、育児休暇や児童手当等の社会システムが整えられていることもこの記事で紹介されている（10／29／1999・『日本経済新聞』）。日本でも女性の社会進出が必ずしも少子化の原因とはならないと考えられる。

一方で女性は、もう一つの神話、「育児は母親・3歳児神話」という神話に縛られている。この点は第1回講座でも扱われたが、地域の人間関係が薄れ家族単位が小さくなる中で、特に専業主婦たちが孤立しがちで、育児を背負い込み、ストレスに押しつぶされ、不安から虐待へと進んでしまうケースも多い。このような状況をふまえて、育児に関する社会的サポートシステムを整えていく必要がある。行政ではなかなか進まないところをNPOや民間が整えていく方向も実際進んでいる。2001年3月2日の『朝日新聞』の記事「育児疲れいやす“たまり場”づくり：主婦への支援広がる」は、育児支援、子育てネットワークが徐々に広がっていることを伝えている。

以上のように、女性を家庭に止め、性別役割分担を支持するような考え方は神話であり、実際には女性の社会進出は当然という状況になってきている。そして女性が社会に対して男性と同じように責任を持つのも当然であるという考え方の上で、社会シス

テムが変わっていかなければならない。そのためには変化の需要を作り、供給を伸ばしていく必要があるだろう。

以上のような報告の後、参加者との質疑応答の中で次のような点がさらに議論された。参加者の一人、60歳代の女性が夫婦だけで共働きをしながら子育てをしてきた経験を話された。保育園にも入れず、子供たちが本当に小さい頃は実家で3時間程度みてもらってパートで働いた。その後、助けはいっさい受けず仕事も子育てもしてきた。夫婦が同じ職場だったので、会社も出張が重ならないように配慮してくれたし、子供たちも自分で食事の支度をして協力してくれた。子供たちは育てたというより、自然に育ってくれた。現在孫3人の世話をしている。孫は母親が育児休暇中は母親に密着していたが、その後は祖父母の手に移った。今の時代の母親も何とか子育てが自分でできるのではないか、甘えているのではないか、という意見であった。

話し合いを進めていく中で、この経験談の当時と今現在との時代の違いが徐々に明らかになっていった。まず、当時、会社が非常に柔軟に対応してくれたことが、母親が働き続けることができた一つの大きな要因であった。これは家族的な企業の中では起こりえただろう。現在、フレックスタイム制を取り入れる会社があったり、育児のための時間を一日の中で何時間か取ることができる職場があったりと、制度は少しずつ整えられている。そしていずれ、これらの制度があること、そしてその制度を活用することが普通の社会になっていくことと思われる。

環境や制度の変化が、常に今の時代のほうがより有用に働いているとはかぎらない。当時、銭湯に行き番台のおばさんに頼んで一人づつお風呂に入れたりということだった。今、内風呂になり便利になったようだが、一人づつお風呂に入るときに頼む人がいない状況である。また、当時の子供たちは学校だけだった。学校から帰れば遊び、そして多少の家事をする時間的余裕があった。今、子供たちはクラブ活動や習い事があるのでそのようにはいかない。現在は祖父母がいなければ（母）親が仕事を辞めるか、又は何らかの社会的サポートを得るかしなければ子育ては大変困難である。時代が変わり、一人一人の子供に与える教育の質や量が変わってきてるので昔のようにほっておけないのが現状である。

仕事を続け、子育てもこなし、孫の面倒を見る年代になった女性でも、「母親でも仕事は続けるべきだと思う。しかし、男の領域はやはり侵してはいけないという思いは強い」と言う。だが男の領域とは何か、と問われても具体的に説明できない。これは抽象的に男とは、女とはという教育を受けてきた結果だと考えられる。仕事も、子育ても、家事も、一人前の人間であれば当然のことであり、そこに男の領域も女の領域も具体的に存在しないのである。学校教育、家庭教育そして社会教育が育んだ幻想がそこにはあるだけのように思われる。結局、昔も今も子供たちは、そして親も、必要に迫られて生活している。必要を感じないことは皆しないし、それをさせることは容易なことではない。女性が育児・家事を自分の仕事として意識し、担い続けている限り、男性は必要を感じないであろう。

第4回（平成13年7月10日）

第4回講座では、「専業主婦」を巡る諸問題が示された。新聞の「読者のページ」に次のような内容の投書が載せられた。「専業主婦」は「自立した女性」という言葉と対照的に使われるが、「自立」とはそもそも何なのか。「社会に出て働く・稼ぐ・税金を納める」ことなのだろうか。親元から離れ、生きていくことで十分だと思う。5歳児と3歳児の育児をしている自分が自立していないとは全く思わない。自分の生き甲斐を求めつつ、その時ベストな状態でいられれば良いのではないか。（7／8／2001・『朝日新聞』）

専業主婦はどのような社会的背景の中で出てきたのだろうか。また専業主婦が問題だというならば何が問題なのか。そもそも専業主婦も女性差別も近代のものである。昨年の講座でも触れられたように、古代から近世に至るまで、江戸時代の武士の奥様を例外として、社会労働（生産労働）を女性も担っていたし、税金も納めていた。このような背景のもと、日本では女性も男女の上下関係の中での相対的な地位ではなく実質的な地位が与えられていた。明治以降の産業化の中で、重厚長大な分野が重宝され軽薄短小な分野は軽視された。そして前者を男性が担い、後者を女性が担う構造の中で、専業主婦の役割や女性差別も生まれてきた。しかし近年、国際化の波の中で日本の女性差別も批判されるようになり、1979年12月の「女性差別撤廃条約」⁽⁴⁾の国連での成立を

受け、日本政府も1980年7月17日条約に署名した。国内の法律がこの条約に抵触しないよう、国内法の見直しを迫られることになった。そして、国籍法、学習指導要領、労働基準法の改正完了とともに⁽⁵⁾1985年6月政府はこの条約を批准した。

「女性差別撤廃条約」の理念とは男女平等の達成であり、男女平等とは「両性がその才能および能力を自己の充足と社会全体のために発展させうる平等な権利、機会、責任を持つべきことを意味する。そのため、家庭および社会の中で両性に伝統的に割り当てられた機能を再検討することが肝要である。」注意すべき点は、性に基づくものであれば「区別・排除・制限」のどれもが禁止される点である。差別ではなく「区別」だという言い訳は通用しない。批准後の日本の状況について、1995年の女性差別撤廃委員会は日本政府に対し次のようなコメントをしている：短期間に実現された公的・政治的分野への女性参加の拡大や、教育分野への女性参加の拡大、そして家族休暇制度（育児休暇・介護休暇等）の取り入れ等は評価するが、女性の社会的経済的地位の低さは憂慮すべき点である。これは日本政府が経済発展に女性を組み込むことに無関心であることを示している。

国際化の波に乗り改革されたにもかかわらず、実質の差別撤廃への動きが遅々として進まないのは、古い制度である「家制度」が法律の中にも意識の中にも残っていることが原因の一つであると考えられる。1947年の民法改正で「家」制度は廃止された。しかし戸籍制度は存続しており、「家」意識や家族内序列化の構造は存続することになる。戸籍の家族単位、法律婚単位が維持され「夫婦同氏」（民法750条）により、氏を名乗った方が戸籍筆頭者になる。「戸主」はいなくなったが戸籍筆頭者がその地位を引き継いで家族内の序列化は継続されている。1976年の民法改正により、離婚時に婚氏継続か復氏かを選択できるようになり、以前のように元の戸籍に戻らなくても良くなった。「出戻り」という言葉も使われなくなるだろう。しかし、子供は戸籍上父親の戸籍に止まる。親権は母親にあっても、母の籍に移動はできないのである。また、1996年2月に「民法の一部を改正する法律案要綱」が答申されたが「夫婦別姓選択制」はいまだに成立の目途はたっていない等、「家」を社会の構成単位として考える考え方には根強い。しかし明治民法が規定した夫婦同氏は

110年ほどの歴史を持つにすぎず、明治初めまで妻は生家の姓を名乗っていた。自分達の受けた教育の中だけで物事を理解するのではなく、長い歴史の中で現在の状況を捉える姿勢を持つべき時期にきていくと考える。

届け出をし、氏を同じくし、いわゆる正式な夫婦、家族になることの大きな特典の一つが専業主婦の生活保障、政府の保護政策である。税制面では配偶者特別控除があり、国は主婦が多く稼がないことを前提に優遇措置をとっている。保険に関しては、妻、子供は支払わなくて良い。妻も子供同様保護される立場だとしてこのような扱いになっていると思われるが、主婦は一人前の人間として扱われていないのである。しかし、働く働かないは個人の選択であり、個人の自由意志で選択した働く人間を支援するより、平等に働く人間を育てる方策を支援すべきであると考える。1998年11月8日の『朝日新聞』で、家族社会学を専攻する国際日本文化研究センターの落合恵美子氏は次のように述べている。「これから日本の日本には、特定のライフスタイルを誘導しない制度の確立が必要である。つまり、女性に男性と同じような職業選択を確保したうえで、専業主婦にも年金や保険で応分の社会負担をしてもらう。そうなれば女性が主体的に専業主婦を選ぶことが可能になるのではないか。」国をあげての主婦優遇策は、女性が社会に貢献する機会を狭めているにも関わらず、女性自身にもそのことを気づかせないことが問題であろう。

このような主婦優遇策にもかかわらず、一方では確実に標準世帯として統計などで使われる家族の割合は減少している。現在夫婦と子供からなる世帯は全世帯の34.2%であり、夫は仕事、妻は家事という世帯は20%以下である。これを「家族の崩壊」としてではなく、自然な変化と受け止め、新しい形の家族と個人の暮らしを支える仕組みを早く整えることが必要であろう。参加者からは教育の重要性が指摘された。人の立場を考えるという時、同情や思いやりといった情緒的な面だけでなく、人権の尊重という考え方方が大切である。人の立場でものを推し量る教育と、人の立場を尊重したうえで理論的に考え、物事を判断する態度を養う教育、その両方が必要であるのに教育では後者が不足している。専業主婦の優遇政策も、女性を一人の人間として尊重するという視点の欠けたものであり、これは女性個人個人の

問題というよりも、社会全体のあり方の問題である。

第5回（平成13年7月24日）

第5回は「『男性学』入門」と題して、ジェンダーが男性の生活にどのような影響を与えていたかが扱われた。男性が世の中の生きにくさにどのように気づいていくか、これが男性学の最初のテーマである。男性が作り、女性が補完する役割を果たすような形で、近代化を推し進める一つの装置として、ジェンダーは存在し、性役割を固定してきた。私たちはあまりにも「こうあるべきである」という、この固定された装置の中で育ち教育を受けてきたために、その規範に対して疑問を持つことはほとんどなかった。そのような中でジェンダーという言葉が様々な不合理を明らかにしてきたのであり、この不合理は女性にとってばかりではなく男性にとっても不合理になりうることが徐々に表面化してきている。男性が造り上げてきた社会通念であるゆえに敢えて問題にしてこなかったような状況が、実際にはどのような形でこの社会に存在するのだろうか。男性が敢えて言葉にしなかった生きにくさだが、ジェンダーが取りざたされるにつれ、男性が自身の生きにくさに気づき、言葉で表現する人の数も徐々に増えつつある。

まず「男らしさ」とは何か。一般に男性は「強くなければいけない」「負けてはいけない」「泣いてはいけない」「感情的になってはいけない」「弱みを見せてはいけない」「我慢強くなければいけない」など様々な固定化された男性イメージに縛られている。世代ごとにこのイメージも多少の変化があり、「優しくあるべき」「女性を守るべき」という言葉で表現されたりもする。このようなイメージに縛られていることが、原因の大きな部分を占めているのではないかと考えられる事象が幾つかある。それは仕事中毒であり、自殺であり、引きこもりであり、いじめである。中高生の自殺は減少傾向にあるが、現在でも8:1の割合で男子が女子に比べ圧倒的な数の多さである。また地域的にみると地方都市が多い。これは先に挙げた「べき規範」が地方都市でより色濃く残っていることと関連すると思われる。また中高年の自殺も同じ傾向にある。

何故自殺をしたか。1994年11月、愛知県で自殺した大河内清輝君は、同級生からお金を要求され続けた。大河内君は決して「いじめられている」とは言

わなかった。遺書にはお金を取り戻していたが「僕からお金を取っていた人たちを責めないで」「素直に出した自分が悪い」と最後まで自分を責めていた。いじめのことを言えなかった大河内君は、自分の苦しさやつらさを人に聞いてもらうことができなかつた。彼をせめることでは決してないが、そうすることは自分のマイナスイメージだととらえるジェンダー社会の罠がここにあると考える。いじめ相談などの電話利用者は男子が極端に少ないという。引きこもりの兄弟姉妹位置をみても、長男が圧倒的に多い。男性はありのままの自分でいることができず、期待される社会的達成がプレッシャーになりがちである。知らないうちに人間関係を上下関係ではかり、自己顕示欲を持つ傾向もある。このような状況の中で、引きこもりの男性が一番会いたくない人が同級生であるということからも推し量れるように、むしろ親しい友人には特に悩みなどうち明けにくく、公的相談窓口もほとんどない。これは男性のコミュニケーション能力とも関連している。男性は自分の感情を、未整理のまま言葉で表現することに慣れていない。男性は一般に「私は」を主語にして話すことが苦手で、「社会は」や「世間は」を主語にして表現することが多いという。日本人には例えば「懺悔」や「精神科医のカウンセリング」等のように、苦しいときに第三者にその苦しさを聞いてもらう習慣がないことも関連していると考えられる。

今回の講座で参加者全員が、「私は」を主語にして自分のことを伝える作業を行った。その上で、自分はこういう人間だと人に伝えた経験がない、いつも人の言うことを聞き、理解し、好き嫌いを表に出すことはなかった、という意見が女性から出た。これはまたジェンダーのもう一方の側面を明らかにしたのだが、このような自分との対話や他者との対話は、自分が置かれている立場を知る上でも重要であることも明らかになった。女性にとって男性にとどても、自分と対話することが「女らしさ」や「男らしさ」から解き放たれ、「自分らしさ」「人間らしさ」に立ち戻る基本となるだろう。

第6回（平成13年9月11日）

第6回講座では、これまでに出た問題を再考し、今後私たちがどのような方向で進んで行けばよいかを考えていった。女子短期大学の教員として若い女性にどんな人間に育ってほしいと考えているか。若

い女性たちは結婚までの人生までしか見通していない、その先の長い人生が視野に入っていないことが多い。第1回の講座でも触れられたが、結婚・出産・妻、母になることを人生の最終目標にするには、女性の人生は長くなっている。20歳前後は、生涯のことを考え自分を鍛えていかなければならぬ時期だと思うが、それをせずに過ごしてしまうことは不幸なことではないだろうか。国の行う専業主婦の保護政策を筆頭に、男性が女・子供を守るという考え方などが若い女性を無意識のうちに常に守られる立場に導いてしまう。保護されることが必ずしも幸せにつながるわけではないことに、エネルギーも時間もある今、気づいてほしいと思う。

2001年9月11日の『朝日新聞』「声」欄に、稻作に55年従事してきた男性の声が載っている。農家の努力の結果、稻の生産性は上がったが米が余りだし、政府が減反政策に転じてから既に30年が経つ。稻作はますます深刻さを増し、将来の不安がつのる。農民が従順に農政指導者の指示に服してきた結果である。今はっきりわかったことは、稻作農民の進むべき道は決して減反による価格維持などではなく、むしろ反対に自由な作付けによる一層の生産性の向上と国際競争力の強化、それと国民の米消費量の増大以外にない。現在、稻作は様々な法律による保護という名の下に規制が多く、息苦しい。これらを撤廃、改善し、自由にしてこそ、外国に負けない自立した稻作農家が育つのではないか（要約）。この声は日本の政策の様々な分野にも当てはまる。金融しかしり、公團しかしりである。そして“おんな・こども”についても同じことが言えるのではないだろうか。保護されていれば快適ではあるかもしれないが、最後まで保護され続けることはできない。若い女性たちも同様であろう。力のあるうちに、保護されなくても生きていくことができる教育を受けるべきである。

第5回講座でも触れたように、戦後、妻の座の強化が進み、女性が権利を主張してきた結果、その権利が認められ財産の相続権など様々な権利が保護されるようになった。しかし世の中は、手厚い保護にも関わらず、その保護を受けたくないと思う人が増えている。女性が日本の一歩先を歩んでいると思われるシンガポールの例をみてみよう。シンガポールでも結婚しない若者の増加と出生率の低下が問題になっている。政府は1984年、高学歴女性のお見合いを斡旋する部署を設けた。87年から出産奨励策を

とって、二人目からは所得税の還付や託児所利用料補助の優遇策をもうけた。それにも関わらず合計特殊出生率は88年の1.96から99年の1.48に下がった（日本は1.38=98年）。

1998年10月20日の『朝日新聞』「こころ」欄に次のような文章がある。人はどんな時に「自由」を感じるだろうか。自分でできることは自分でできることが自由と自立を可能にしてくれていると思う。しかし一方「誰かにやってもらう方が楽だ、やらずに済むことが自由だ」と思う人もいるだろう。子供は、やらずに済む子供の自由から、自分で自分のことをまかなく大人の自由へと移動していく。まず生活面の自立、親からのこころの自立を経て、経済的自立をするまで、本当の自由はあり得ない。しないで済むことの自由に止まるのでなく、楽ではなくても、自分に必要なことは自分でできる自由を女性も男性も味わってほしい、とこのコラムの著者は語っている。

女性が守られ、他者に頼って生活する方法しか身に付けてこなかった結果を表わしている例として、児童扶養手当がある。子供を抱えて離婚すると、母子2人の世帯で、月4万1千円あまりの児童扶養手当が支給される。1995年度で60万人もこの手当を受けている。（10/6/1997・『朝日新聞』）。これほど多くの人が、離婚などによって生活保護を受けなければならない状況に陥るのである。負担額の問題というより、女性に経済的自立の教育がなされていないことが大きな問題なのではないだろうか——もちろん離婚後、養育費を払っている男性が15%しかいないことも大きな問題ではあるが。一方で、政府がいくら主婦を保護しても、家庭の中で女性が男性と対等な関係を築くのは難しい実状が浸透してきているので、結婚はいやだという女性が増えている。この変化を受け止め、権利を主張するだけでなく、責任も取ることのできる女性を育てていくことが今取るべき道であろう。

私たちの生きる社会は、戦後まもなくの頃と比べても格段に自由で平等で平和で豊かな社会になっている。一方、家庭、学校、そして社会で、ゆがみの表れである事件や現象が次々に起こっている。全てを否定してしまうのではなく、子供も、女性も、そして男性も、人間として生きる権利を守るという理念を忘れず、このゆがみの矯正にこころを碎くべき時であろう。

第7回（平成13年9月25日）

第7回は意見交換会で、参加者のリサーチや考えの発表が中心であった。インドのダウリ（結婚持参金）の制度に見られる女性差別に関するレポートや、総括的な感想などの発表があった。ここでは感想を何点か記させていただく。

- ・出席してまず少人数の講座であることに戸惑い、その上受講生にも発言を求められるとのこと、最初から困惑していた。しかし、言葉での自己表現、他の人達とのコミュニケーションの大切さを改めて実感した。
- ・男性歓迎というパンフレットの文字にひかれ、ジェンダーの意味も知らずに参加し始めた。男女の社会的性差が問題と知り、場違いかとも思い戸惑った。しかし、それまで漠然とした男女の問題を、意識し、受講を重ね、議論の場を得たことは、新しい視点から男女の問題を見直すきっかけとなった。
- ・個人の出来事を、社会という枠組みの中で考えることを知った。
- ・男性も生きにくいと感じている社会にそのまま女性が出て行っても、同じ生きにくさに直面することだろう。ジェンダーバイアスの上に成り立っている社会のあり方そのものを問う時だと思う。
- ・日ごろは、面倒なことが嫌なので、夫の言うことは大概ハイハイと聞いている。だが「ジェンダー」の講座から帰った日は「これじゃいけん。明日は夫に食事の支度をやってもらおう」と思って、夜、店を閉め、二階に上がる。すると夫の声が早速かかる。「オイ、ビールとつまみ。」やっぱりこれってジェンダー？ ジェンダーは身近である。ジェンダーは奥が深い。

毎回、受講生の活発な発言がこの集まりの意義を高めてくれた。2年間の連続講座で、主催する側も多くのことを学ばせていただいた。今後さらにジェンダーに関して理解を深めるため、講師の方達から紹介していただいた参考資料を以下に記す。

参考資料

1. 大日向雅美著『NHKブックス852 子育てと出会いうとき』、日本放送出版協会、1999年
2. 落合恵美子著『21世紀家族へ〔新版〕』、有斐閣、1997年
3. 樋口恵子著『共働きの子育て』、フレーベル

館、1984年

4. アトム共同保育所十汐見稔幸著『かもがわラ イブラー⑥ひとりじや子育てできっこない』、かもがわ出版、1998年
5. 『男女共同参画に関する県民の意識・実態調査報告書』、島根県、2000年
6. (財)しまね女性センター編『21世紀の女と男』、2000年
7. 伊藤公雄著『男性学入門』、作品社
8. 井上輝子ほか編『男性学 日本のフェミニズム（別冊）』、岩波書店
9. 小浜逸郎著『「男」という不安』、PHP研究所
10. 勢古浩爾著『こういう男になりたい』、ちくま新書
11. 多賀 太著『男のジェンダー形成〈男らしさ〉の搖らぎのなかで』、東洋館出版社
12. 豊田正義著『オトコが「男らしさ」を棄てるとき』、飛鳥新社
13. 中村 彰・中村 正編『男がみえてくる自分さがしの100冊』、かもがわ出版
14. 西川祐子ほか編『「共同研究」男性論』、人文書院
15. ヴィルフリート・ヴィーク著、梶谷雄二訳『男という病』、三元社
16. 『少し立ちどまって、男たち～男性のためのジェンダーフリー読本』、東京女性財団
17. 赤松良子監修『女性の権利—ハンドブック 女性差別撤廃条約』、国際女性の地
18. 河合隼雄著『大人になることのむずかしさ』、岩波書店、1996年
19. 『日本のフェミニズム』全7冊・別冊1、岩波書店
20. 綱野善彦・宮田 登著『歴史の中で語られてこなかったこと—おんな・子供・老人からの「日本史」』、洋泉社
21. 柴 桂子著『近世おんな旅日記』、吉川弘文館
22. 女性史総合研究会編『日本女性生活史 第1卷（原始・古代）～5卷（現代）』、東京大学出版会
23. 田端泰子著『日本中世女性史論』、塙書房
24. 原田伴彦・遠藤 武・百瀬明治著『近世女性生活史入門事典』、柏書房
25. 松田毅一・エンゲルベルト・ヨリッセン著

- 『フロイスの日本覚書—日本とヨーロッパの風習の違い』、中公新書
26. 山下泰子・戒能民江・神尾真知子・植野実子
著『法女性学への招待』、有斐閣

注

(1) 平成12年度講座の題目および担当者をここに紹介する。第1回「自由の国アメリカの女性ってほんとに自由?」(島根女子短大 文学科英文専攻・小玉容子) 第2回「私が歩いてきた道から」(島根県 匹見町議会議員・中村幸子) 第3回「社会福祉とジェンダー」(島根女子短大 保育科・君島昌志) 第4回「イギリス文学における視覚文化とジェンダー」(島根女子短大 文学科英文専攻・竹森徹士) 第5回「男性によるジェンダー視点の獲得」(島根大学・遠藤昇三) 第6回「女と男のコミュニケーション—家事は誰のものか」(広島修道大学・金杉恭子) 第7回「女・男・子供・大人の2×2の発達心理学」(島根女子短大 保育科・山下由紀恵) 第8回「児童書に見る性役割」(島根女子短大 一般教育教室・堀川照代) 第9回「姫君はいつ目覚めたか—日本古典文学に見られるジェンダー」(島根女子短大 文学科国文専攻・三保サト子) 第10回は

意見交換会（敬称略）

- (2)『日本のフェミニズム③性役割』井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編、岩波書店、pp.157-166
(3)『生活白書』平成10年度版、pp.198-199
(4)『女性の権利—ハンドブック女性差別撤廃条約—』(赤松良子 監修 国際女性の地位協会編、1999、岩波ジュニア新書) 条約の理念と内容が条文ごとに平易に解説されている。
(5)『女性の権利』(赤松良子監修)、pp.9-10
国籍法：当時、国際結婚から生まれた子どもが日本国籍を取得することができるのは、父親が日本人の場合だけだった。1985年以降、母親が日本人の場合もその血統に基づいて子どもに日本国籍が与えられるようになった。
学習指導要領：高等学校の家庭科は女子のみ必修であった。1994年4月からは「家庭一般」「生活一般」「生活技術」の三教科から一科目が男女とも選択必修となった。
労働基準法：労働条件について男女平等の規定がなかった。1985年5月、男女雇用機会均等法が国会で成立した。

（平成13年10月31日受理）